

頁	現 行	修 正 案
109	<p>第3編 東海地震に関する事前対策  第4章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配  第2節 対策  第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備  8 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備  (3) し尿処理  市町村は、家屋の倒壊、水道の断水等により、<u>便所</u>が使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設<u>便所</u>を設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。  <u>なお、し尿処理は、石灰を混入し、衛生的な埋立処分を行う。</u></p>	<p>第3編 東海地震に関する事前対策  第4章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配  第2節 対策  第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備  8 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備  (3) し尿処理  市町村は、家屋の倒壊、水道の断水等により、<u>トイレ</u>が使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設<u>トイレ</u>を設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。  (削除)</p>
139	<p>第4編 災害応急対策  第1章 活動態勢(組織の動員配備)  第2節 対策  1 県災害対策本部(以下この項では「本部」という。)  (1) 地震情報の収集・伝達  (略)  また、県は、県庁舎及び県内<u>87</u>市町村(設置:88か所)に設置した(略)  (2) 本部の組織  (略)  また、必要に応じて、自衛隊、中部地方整備局、名古屋地方気象台、<u>日本道路公団</u>  (略)</p>	<p>第4編 災害応急対策  第1章 活動態勢(組織の動員配備)  第2節 対策  1 県災害対策本部(以下この項では「本部」という。)  (1) 地震情報の収集・伝達  (略)  また、県は、県庁舎及び県内<u>63</u>市町村(設置:88か所)に設置した(略)  (2) 本部の組織  (略)  また、必要に応じて、自衛隊、中部地方整備局、名古屋地方気象台、<u>中日本高速道路株式会社</u>、(略)</p>
140	<p>(5) 非常連絡体制の整備  ウ 通信伝達体制の整備のため、防災局職員(<u>消防課通信グループ</u>)の24時間勤務体制化  ク <u>衛星通信車載局</u>の配備</p>	<p>(5) 非常連絡体制の整備  ウ 通信伝達体制の整備のため、防災局職員(<u>災害対策課通信グループ</u>)の24時間勤務体制化  ク <u>災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局</u>の配備</p>

頁	現 行	修 正 案						
145	<p>第2章 通信の運用 第2節 対策 3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (1) 耐震通信施設の使用 県は、防災行政無線網や衛星通信施設が被災し、通信が寸断された場合に備えて、県庁及び東三河事務所直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、災害情報の収集伝達を行うとともに、<u>衛星通信車載局</u>により、被災地域等における防災情報の収集伝達を確保する。 ア 県庁耐震通信施設の使用 県庁の無線統制室が万一被災した場合は、県庁耐震通信施設を使用し、県事務所、県内各市町村、県内自衛隊等に設置の衛星V S A T局や建設事務所、農林水産事務所及び消防本部に設置の衛星T V R O局、また、<u>衛星通信車載局</u>への映像を含む災害情報の収集伝達を確保する。</p>	<p>第2章 通信の運用 第2節 対策 3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (1) 耐震通信施設の使用 県は、防災行政無線網や衛星通信施設が被災し、通信が寸断された場合に備えて、県庁及び東三河事務所直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、災害情報の収集伝達を行うとともに、<u>災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局</u>により、被災地域等における防災情報の収集伝達を確保する。 ア 県庁耐震通信施設の使用 県庁の無線統制室が万一被災した場合は、県庁耐震通信施設を使用し、県事務所、県内各市町村、県内自衛隊等に設置の衛星V S A T局や建設事務所、農林水産事務所及び消防本部に設置の衛星T V R O局、また、<u>災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局</u>への映像を含む災害情報の収集伝達を確保する。</p>						
145	<p>ウ <u>衛星通信車載局</u>の使用 被災地域等での情報の収集伝達を確保するため、<u>県庁に配備している移動可能な衛星通信車載局</u>により、<u>消防全国共通波及び県内共通波、防災相互波の運用を含め、地域の円滑な情報の受伝達を推進する。</u></p>	<p>ウ <u>災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局</u>の使用 被災地域等での情報の収集伝達を確保するため、<u>災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局</u>により<u>地域の円滑な情報の受伝達を推進する。</u></p>						
150	<p>第3章 津波予報・地震情報等の伝達 第2節 対策 1 情報等の種類・内容等(気象庁又は名古屋地方気象台発表) (2)津波予報区 (表中)</p> <table border="1" data-bbox="286 1107 853 1230"> <tr> <td>津波予報区域に属する愛知県の市町村</td> </tr> <tr> <td>(略) 渥美町</td> </tr> <tr> <td>(略) 弥富町 (略) 渥美町</td> </tr> </table>	津波予報区域に属する愛知県の市町村	(略) 渥美町	(略) 弥富町 (略) 渥美町	<p>第3章 津波予報・地震情報等の伝達 第2節 対策 1 情報等の種類・内容等(気象庁又は名古屋地方気象台発表) (2)津波予報区 (表中)</p> <table border="1" data-bbox="1256 1107 1823 1230"> <tr> <td>津波予報区域に属する愛知県の市町村</td> </tr> <tr> <td>(略) (削除)</td> </tr> <tr> <td>(略) 弥富市 (略) (削除)</td> </tr> </table>	津波予報区域に属する愛知県の市町村	(略) (削除)	(略) 弥富市 (略) (削除)
津波予報区域に属する愛知県の市町村								
(略) 渥美町								
(略) 弥富町 (略) 渥美町								
津波予報区域に属する愛知県の市町村								
(略) (削除)								
(略) 弥富市 (略) (削除)								
152	<p>3 県などにおける措置 (1) 県における措置 気象庁又は(略)伝達された情報を、防災局防災課が受領し、(略)。 (略)震度情報については、<u>防災局防災課</u>において収集し、(略)</p>	<p>3 県などにおける措置 (1) 県における措置 気象庁又は(略)伝達された情報を、防災局災害対策課が受領し、(略)。 (略)震度情報については、<u>防災局災害対策課</u>において収集し、(略)</p>						

頁	現 行	修 正 案
155	<p>第4章 被害状況等の収集・伝達 第2節 対策 4 重要な災害情報の収集伝達 (1) 県の措置 県は、防災ヘリコプターや衛星通信車載局を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集伝達を行う。</p>	<p>第4章 被害状況等の収集・伝達 第2節 対策 4 重要な災害情報の情報伝達 (1) 県の措置 県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集伝達を行う。</p>
157	<p>県及び消防庁への連絡先 &lt;県への連絡先&gt; (表中左欄) (防災課) (消防課) 内線 2510(特殊災害) 052 - 954 - 6912(2階防災課内) 052 - 954 - 3622(6階消防課分室内) 600 - 1128(2階防災課内) (災害対策グループ) (消防・予防グループ) 600 - 1130(6階消防課分室内) (表中右欄) 内線 5321～5323(広報係) 内線 5309～5311(情報整理係) 600 - 1367(広報係) 600 - 1363(情報整理係)</p>	<p>県及び消防庁への連絡先 &lt;県への連絡先&gt; (表中左欄) (災害対策課) (消防保安課) 内線 2512(特殊災害) 052 - 954 - 6912(2階災害対策課内) 052 - 954 - 3622(6階災害対策課通信グループ) 600 - 1128(2階災害対策課内) (災害対策課) (消防保安課) 600 - 1130(6階災害対策課通信グループ) (表中右欄) 内線 5309～5311(広報係) 内線 5321～5323(情報整理係) 600 - 1363(広報係) 600 - 1367(情報整理係)</p>
165	<p>伝達要領 2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害 (1) 河川被害 (図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設総務課</span></p>	<p>伝達要領 2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害 (1) 河川被害 (図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設企画課</span></p>

頁	現 行	修 正 案
166	<p>(2) 海岸被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県管理の海岸について (図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設総務課</span></li> <li><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林総務課</span></li> <li>・名古屋港管理組合管理の海岸について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">名古屋港管理組合(防災管理室)</span></li> </ul>	<p>(2) 海岸被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県管理の海岸について (図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設企画課</span></li> <li><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林政策課</span></li> <li>・名古屋港管理組合管理の海岸について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">名古屋港管理組合(危機管理室)</span></li> </ul>
167	<p>(3) 貯水池・ため池等被害</p> <p>(図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林総務課</span></p>	<p>(3) 貯水池・ため池等被害</p> <p>(図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農林政策課</span></p>
167	<p>(4) 砂防施設被害</p> <p>(図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設総務課</span></p>	<p>(4) 砂防等被害</p> <p>(図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設企画課</span></p>
168	<p>3 港湾及び漁港施設被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県管理の港湾・漁港について 県災害対策本部建設部 (図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設総務課</span></li> <li>・名古屋港について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">名古屋港管理組合(防災管理室)</span> → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">港湾課</span></li> </ul>	<p>3 港湾及び漁港施設被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県管理の港湾・漁港について 県災害対策本部建設部 (図中) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設企画課</span></li> <li>・名古屋港について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">名古屋港管理組合(危機管理室)</span> ↔ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">港湾課</span> ↔ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中部地方整備局</span></li> </ul>

頁	現 行	修 正 案
169	4 道路施設被害 (図中) (日本道路公団管理) 日本道路公団 (図中) 建設総務課	4 道路施設被害 (図中) (中日本高速道路株式会社管理) 中日本高速道路株式会社 (図中) 建設企画課
171	7 電力施設被害 (図中) 中部近畿産業保安監督部(監督課) TEL (052)951-2561	7 電力施設被害 (図中) 中部近畿産業保安監督部(管理課) TEL (052)951-0558
172	6 ガス施設被害 (図中) 東邦ガス株式会社(略) TEL (052)871-3511	6 ガス施設被害 (図中) 東邦ガス株式会社(略) TEL (052)872-9325
172	中部近畿産業保安監督部(監督課) TEL (052)951-2561	中部近畿産業保安監督部(管理課) TEL (052)951-0558
174	10 公共土木施設被害 (図中) 建設総務課 建設総務課 建設総務課	10 公共土木施設被害 (図中) 建設企画課 建設企画課 建設企画課
178	5 海上流出油等に関する情報の収集、伝達系統 (図中) 名古屋港管理組合 総務部防災管理室	5 海上流出油等に関する情報の収集、伝達系統 (図中) 名古屋港管理組合 危機管理室

頁	現 行	修 正 案
182	<p>第6章 自衛隊の災害派遣 第4節 災害派遣の要請等 1 災害派遣要請等 (1) (略)希望する場合には、災害派遣要請者に<u>その旨申し出て</u>、(略)</p>	<p>第6章 自衛隊の災害派遣 第4節 災害派遣の要請等 1 災害派遣要請等 (1) (略)希望する場合には、災害派遣要請者に、<u>依頼をし</u>、(略)</p>
182	<p>(2) 災害派遣要請者は、前(1)号の申出を受けたときは、<u>その内容を検討し</u>、必要があると認めるときは、直ちに要請の手続をとる。</p>	<p>(2) 災害派遣要請者は、前(1)号の<u>依頼を受けたとき</u>、あるいは<u>依頼がない場合でも周辺市町村の被害、震度状況、通信の状況等の全般状況から判断し</u>、明らかに要請の必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続をとる。</p>
195	<p>第9章 避難・救出 第1節 避難計画 3 対策 (2) 避難の措置と周知 ア 住民への周知徹底 (略) 伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)、オフトーク通信、コミュニティ FM、ケーブルテレビ、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p>	<p>第9章 避難・救出 第1節 避難計画 3 対策 (2) 避難の措置と周知 ア 住民への周知徹底 (略) 伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)、オフトーク通信、コミュニティ FM、ケーブルテレビ、<u>携帯電話</u>、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p>
196	<p>第3節 海上における避難救出計画 1 予想される被害・状況等 (1) 地震による被害 ア 防波堤、岸壁等港湾施設、事業所等臨海施設の損壊及びこれらに伴う海上災害の発生</p>	<p>第3節 海上における避難救出計画 1 予想される被害・状況等 (1) 地震による被害 ア 防波堤、岸壁等港湾・<u>漁港施設</u>、事業所等臨海施設の損壊及びこれらに伴う海上災害の発生</p>

頁	現 行	修 正 案																					
202	第12章 医療救護 第2節 基本方針 1 ~ 2 (略)	第12章 医療救護 第2節 基本方針 1 ~ 2 (略)																					
202	(記載なし)	3 <u>愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と県災害対策本部への情報提供に努める。</u>																					
202	3 ~ 4 (略)	4 ~ 5 (略)																					
202	(記載なし)	6 <u>DMAT指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム(DMAT)は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。</u>																					
202	(記載なし)	7 <u>県は、必要に応じ、広域医療搬送(被災地に対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動であって、自衛隊機などによる航空搬送時の診療、広域搬送医療拠点(ステージケアユニット:SCU)での患者の安定化処置・搬送トリアージ等の診療、運営を含む。)における医療活動を総括するSCU本部をSCU内に設置する。</u>																					
204	医療救護班一覧表 (表中)	医療救護班一覧表 (表中)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名 等</th> <th>班数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊川市医師会</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宝飯郡医師会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) (救護班編成数 157)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 等	班数	備 考	豊川市医師会	(略)		宝飯郡医師会			独立行政法人国立病院機構 (略)	(略)	(略) (救護班編成数 157)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名 等</th> <th>班数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊川宝飯医師会</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) (救護班編成数 156)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 等	班数	備 考	豊川宝飯医師会	(略)		独立行政法人国立病院機構 (略)	(略)	(略) (救護班編成数 156)
機 関 名 等	班数	備 考																					
豊川市医師会	(略)																						
宝飯郡医師会																							
独立行政法人国立病院機構 (略)	(略)	(略) (救護班編成数 157)																					
機 関 名 等	班数	備 考																					
豊川宝飯医師会	(略)																						
独立行政法人国立病院機構 (略)	(略)	(略) (救護班編成数 156)																					
205																							

頁	現 行	修 正 案
207	<p>第13章 救援 第2節 給水 3 対策 (1) 大規模災害が発生した場合の対策 ア 非常用水源の確保 (イ) 非常用水源の確保 d プール、ため池、沈殿池、河川の利用 <u>比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、ろ水機等で浄化して応急給水する。</u> <u>なお、水源として利用する場合は、あらかじめ公的機関による水質検査を受けること。</u></p>	<p>第13章 救援 第2節 給水 3 対策 (1) 大規模災害が発生した場合の対策 ア 非常用水源の確保 (イ) 非常用水源の確保 d プール、ため池、沈殿池、河川の利用 <u>比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておく。飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で浄化して応急給水するとともに、あらかじめ公的機関による水質検査を受けること。</u></p>
208	<p>第3節 食糧の供給 2 対策 (3)米穀 ア <u>米穀の在庫量に問題はないが、大部分が玄米で保管されており、災害時における精米能力の確保対策が必要である。</u></p>	<p>第3節 食糧の供給 2 対策 (3)米穀 ア <u>市町村は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料(玄米)調達に当たっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。</u></p>
208	<p>イ <u>主食の応急用供給</u> <u>主食(米穀等)の応急用供給は、東海農政局と緊密な連絡を図り、「応急用米穀取扱要領」及び「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により実施する。</u> <u>&lt;供給品目:米穀(精米)&gt;</u> <u>ただし、消費の実情に応じて乾パン及び麦製品の供給を行う。</u></p>	<p>イ <u>市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県、東海農政局と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」により調達を図る。</u></p>
209	<p>炊出し用として米穀(精米)を確保する手順図 (図中) 〔農林水産部園芸農産課〕</p>	<p>炊出し用として米穀(精米)を確保する手順図 (図中) 〔農林水産部食育推進課〕</p>



頁	現 行	修 正 案
210	<p>第5節 避難所の開設</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町村は、地震災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を、一時的に収容するための避難所を必要に応じて開設するものとする。また、県及び市町村は、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、避難所の円滑な運営を図るものとする。</p>	<p>第5節 避難所の開設</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町村は、地震災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を、一時的に収容するための避難所を必要に応じて開設するものとする。また、県及び市町村は、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、<u>「市町村避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。</u></p> <p>さらに、災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p>
210	<p>3 避難所の運営</p> <p>(3) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</p>	<p>3 避難所の運営</p> <p>(3) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、<u>男女のニーズの違いや避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</u></p>
211	<p>(記載なし)</p>	<p><u>(9) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</u></p>
214	<p>第15章 防疫・保健衛生</p> <p>第3節 対策</p> <p>1 大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>(4) 健康管理</p> <p>県及び市町村は、必要に応じ、避難所等に保健師等を配置し、被災者等の健康相談を行うとともに、保健師による巡回健康相談を行う。</p>	<p>第15章 防疫・保健衛生</p> <p>第3節 対策</p> <p>1 大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>(4) 健康管理</p> <p>県及び市町村は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談を行うとともに、保健師、<u>歯科衛生士による巡回健康相談を行う。</u></p> <p><u>とくに、災害時要援護者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。</u></p> <p>(5) <u>避難所の生活環境管理</u></p> <p>県及び市町村は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、<u>特に滅菌して使用する。</u></p>
214	<p>(記載なし)</p>	<p><u>(5) 避難所の生活環境管理</u></p> <p>県及び市町村は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、<u>特に滅菌して使用する。</u></p>

頁	現 行	修 正 案
214	(記載なし)	<p><u>また、避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの衛生指導を行う。</u></p> <p>(6) <u>動物の保護</u></p> <p>県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、危険動物及び犬による危害を防止する。</p> <p><u>また、獣医師会等関係機関が実施する動物救護活動を支援する。</u></p>
216	<p>第16章 環境汚染防止及び廃棄物処理</p> <p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>3 対策</p> <p>災害時の支援体制</p> <p>(図中)</p> <div data-bbox="367 743 770 879" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>愛知県衛生事業協同組合 (社)愛知県産業廃棄物協会 (社)愛知県建設業協会</p> </div>	<p>第16章 環境汚染防止及び廃棄物処理</p> <p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>3 対策</p> <p>災害時の支援体制</p> <p>(図中)</p> <div data-bbox="1301 743 1800 879" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>愛知県衛生事業協同組合 (社)愛知県産業廃棄物協会 愛知県フロン回収・処理推進協議会</p> </div>
222	<p>第19章 ボランティアの受入</p> <p>第2節 対策</p> <p>3 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、社団法人ガールスカウト日本連盟愛知県支部、<u>社団法人愛知青少年協会</u>、愛知県青年団協議会、財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部</p>	<p>第19章 ボランティアの受入</p> <p>第2節 対策</p> <p>3 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、社団法人ガールスカウト日本連盟愛知県支部、愛知県青年団協議会、財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、<u>トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人NPO愛知ネット</u></p>

頁	現 行	修 正 案
224	<p>第20章 帰宅困難者対策 第3節 対策 1 県民、事業所等の啓発 県、市町村においては、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発を図るものとする。</p>	<p>第20章 帰宅困難者対策 第3節 対策 1 県民、事業所等の啓発 県、市町村は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。</p>
224	<p>2 避難所対策、救援対策 市町村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を検討する。</p>	<p>2 避難所対策、救援対策 市町村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。</p>
224	<p>3 安否確認手段の確保 個人の安否確認手段として、西日本電信電話株式会社が提供する災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る。また、ラジオやテレビによる安否確認など放送メディアの活用促進を検討する。</p>	<p>3 徒歩帰宅困難者への情報提供 県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p>
225	<p>第21章 緊急輸送道路の確保 第2節 対策 第2 日本道路公団</p>	<p>第21章 緊急輸送道路の確保 第2節 対策 第2 中日本高速道路株式会社</p>
226	<p>第3 県 5 応急復旧 応急復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつ、再度災害防止の趣旨を踏まえながら、緊急輸送道路としての機能確保を最優先として、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な工法により速やかに応急復旧工事を行う。</p>	<p>第3 県 5 応急復旧 緊急輸送道路としての機能確保を最優先として、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な工法により速やかに応急復旧工事を行う。</p>

頁	現 行	修 正 案
229	<p>第23章 道路交通規制 第2節 対策 第1 交通規制の内容 1 緊急交通路の確保 (2) <u>放置車両の撤去</u> 災害対策基本法に基づき、通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害となる路上放置車両その他の物件に対して、次の措置をとる。</p> <p>a <u>警察官の措置</u> (a) <u>当該車両の運転手に対し、必要な措置を命じる。</u> (b) <u>運転手等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置を命じることができないときは、自らその措置をとることができる。</u> (c) <u>この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができる。</u></p> <p>b <u>自衛官及び消防吏員の措置</u> 警察官がその場にいない場合に限り、上記措置を自ら行うことができ、その場合、措置命令措置通知書により、当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。</p>	<p>第23章 道路交通規制 第2節 対策 第1 交通規制の内容 1 緊急交通路の確保 (2) <u>路上放置車両等に対する措置</u> ア <u>警察官の措置</u> (ア) <u>災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じることがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。</u> a <u>その車両の運転者等に対し車両移動等の必要な措置を命じること。</u> b <u>運転者等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときに警察官が自らその措置をとること。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損すること。</u> (イ) <u>また、警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</u></p>
231	<p>(3) <u>運転者に対する措置命令</u> 緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて運転手等に対し、車両移動等の措置令を行う。</p> <p>(4) <u>障害物の除去</u> 県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	<p>イ <u>自衛官及び消防吏員の措置</u> 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3の規定により措置することができる。</p> <p>ウ <u>その他</u> 県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。</p>

頁	現 行	修 正 案																																																																																																
230	<p>別表:交通規制対象路線 (表中) 最優先路線</p> <table border="1"> <tr><td>中央</td><td>小牧東IC(岐阜県境)</td><td>小牧JCT</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>東名阪</td><td>名古屋IC</td><td>弥富IC</td><td>39.8</td></tr> <tr><td>東海北陸</td><td>一宮JCT(岐阜県境)</td><td>一宮木曾川IC(岐阜県境)</td><td>9.9</td></tr> <tr><td>伊勢湾岸</td><td>豊田東JCT</td><td>湾岸弥富IC(三重県境)</td><td>30.7</td></tr> <tr><td>(国)1号</td><td>(略)</td><td>海部郡弥富町(三重県境)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(国)23号</td><td>(略)</td><td>海部郡弥富町(三重県境)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(国)42号</td><td>(略)</td><td>渥美郡渥美町(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小計</td><td>21路線</td><td></td><td>755.7</td></tr> </table> <p>(表中) 優先路線</p> <table border="1"> <tr><td>(国)155号</td><td>(略)</td><td>海部郡弥富町</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(国)259号</td><td>(略)</td><td>渥美郡渥美町(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(主)名古屋西港線</td><td>(略)</td><td>海部郡弥富町</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>129路線</td><td></td><td>2256.6</td></tr> </table>	中央	小牧東IC(岐阜県境)	小牧JCT	11.2	東名阪	名古屋IC	弥富IC	39.8	東海北陸	一宮JCT(岐阜県境)	一宮木曾川IC(岐阜県境)	9.9	伊勢湾岸	豊田東JCT	湾岸弥富IC(三重県境)	30.7	(国)1号	(略)	海部郡弥富町(三重県境)	(略)	(国)23号	(略)	海部郡弥富町(三重県境)	(略)	(国)42号	(略)	渥美郡渥美町(略)	(略)	小計	21路線		755.7	(国)155号	(略)	海部郡弥富町	(略)	(国)259号	(略)	渥美郡渥美町(略)	(略)	(主)名古屋西港線	(略)	海部郡弥富町	(略)	合計	129路線		2256.6	<p>別表:交通規制対象路線 (表中) 最優先路線</p> <table border="1"> <tr><td>中央</td><td>小牧東IC(岐阜県境)</td><td>小牧JCT</td><td>10.8</td></tr> <tr><td>東名阪</td><td>高針IC</td><td>弥富IC(三重県境)</td><td>42.6</td></tr> <tr><td>東海北陸</td><td>一宮JCT</td><td>一宮木曾川IC(岐阜県境)</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>伊勢湾岸</td><td>豊田東JCT</td><td>湾岸弥富IC(三重県境)</td><td>36.9</td></tr> <tr><td>(国)1号</td><td>(略)</td><td>弥富市(三重県境)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(国)23号</td><td>(略)</td><td>弥富市(三重県境)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(国)42号</td><td>(略)</td><td>田原市(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小計</td><td>21路線</td><td></td><td>771.5</td></tr> </table> <p>(表中) 優先路線</p> <table border="1"> <tr><td>(国)155号</td><td>(略)</td><td>弥富市(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(国)259号</td><td>(略)</td><td>田原市(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(主)名古屋西港線</td><td>(略)</td><td>弥富市(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>129路線</td><td></td><td>2272.4</td></tr> </table>	中央	小牧東IC(岐阜県境)	小牧JCT	10.8	東名阪	高針IC	弥富IC(三重県境)	42.6	東海北陸	一宮JCT	一宮木曾川IC(岐阜県境)	9.8	伊勢湾岸	豊田東JCT	湾岸弥富IC(三重県境)	36.9	(国)1号	(略)	弥富市(三重県境)	(略)	(国)23号	(略)	弥富市(三重県境)	(略)	(国)42号	(略)	田原市(略)	(略)	小計	21路線		771.5	(国)155号	(略)	弥富市(略)	(略)	(国)259号	(略)	田原市(略)	(略)	(主)名古屋西港線	(略)	弥富市(略)	(略)	合計	129路線		2272.4
中央	小牧東IC(岐阜県境)	小牧JCT	11.2																																																																																															
東名阪	名古屋IC	弥富IC	39.8																																																																																															
東海北陸	一宮JCT(岐阜県境)	一宮木曾川IC(岐阜県境)	9.9																																																																																															
伊勢湾岸	豊田東JCT	湾岸弥富IC(三重県境)	30.7																																																																																															
(国)1号	(略)	海部郡弥富町(三重県境)	(略)																																																																																															
(国)23号	(略)	海部郡弥富町(三重県境)	(略)																																																																																															
(国)42号	(略)	渥美郡渥美町(略)	(略)																																																																																															
小計	21路線		755.7																																																																																															
(国)155号	(略)	海部郡弥富町	(略)																																																																																															
(国)259号	(略)	渥美郡渥美町(略)	(略)																																																																																															
(主)名古屋西港線	(略)	海部郡弥富町	(略)																																																																																															
合計	129路線		2256.6																																																																																															
中央	小牧東IC(岐阜県境)	小牧JCT	10.8																																																																																															
東名阪	高針IC	弥富IC(三重県境)	42.6																																																																																															
東海北陸	一宮JCT	一宮木曾川IC(岐阜県境)	9.8																																																																																															
伊勢湾岸	豊田東JCT	湾岸弥富IC(三重県境)	36.9																																																																																															
(国)1号	(略)	弥富市(三重県境)	(略)																																																																																															
(国)23号	(略)	弥富市(三重県境)	(略)																																																																																															
(国)42号	(略)	田原市(略)	(略)																																																																																															
小計	21路線		771.5																																																																																															
(国)155号	(略)	弥富市(略)	(略)																																																																																															
(国)259号	(略)	田原市(略)	(略)																																																																																															
(主)名古屋西港線	(略)	弥富市(略)	(略)																																																																																															
合計	129路線		2272.4																																																																																															
231	<p>2 エリア交通規制 名古屋・尾張エリアで発生した場合 (表中)</p> <table border="1"> <tr><td>国道1号</td><td>海部郡弥富町尾張大橋交差点</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>国道23号</td><td>海部郡弥富町富島交差点</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>県道佐屋多度線</td><td>海部郡立田村立田大橋東交差点</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>県道給父清洲線</td><td>海部郡八開村藤ヶ瀬交差点</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>県道大垣一宮線</td><td>尾西市起濃尾大橋東交差点</td><td>(略)</td></tr> </table>	国道1号	海部郡弥富町尾張大橋交差点	(略)	国道23号	海部郡弥富町富島交差点	(略)	県道佐屋多度線	海部郡立田村立田大橋東交差点	(略)	県道給父清洲線	海部郡八開村藤ヶ瀬交差点	(略)	県道大垣一宮線	尾西市起濃尾大橋東交差点	(略)	<p>2 エリア交通規制 名古屋・尾張エリアで発生した場合 (表中)</p> <table border="1"> <tr><td>国道1号</td><td>弥富市 尾張大橋交差点</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>国道23号</td><td>弥富市 富島交差点</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>県道佐屋多度線</td><td>愛西市 立田大橋東交差点</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>県道給父清洲線</td><td>愛西市 藤ヶ瀬交差点</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>県道大垣一宮線</td><td>一宮市 起濃尾大橋東交差点</td><td>(略)</td></tr> </table>	国道1号	弥富市 尾張大橋交差点	(略)	国道23号	弥富市 富島交差点	(略)	県道佐屋多度線	愛西市 立田大橋東交差点	(略)	県道給父清洲線	愛西市 藤ヶ瀬交差点	(略)	県道大垣一宮線	一宮市 起濃尾大橋東交差点	(略)																																																																		
国道1号	海部郡弥富町尾張大橋交差点	(略)																																																																																																
国道23号	海部郡弥富町富島交差点	(略)																																																																																																
県道佐屋多度線	海部郡立田村立田大橋東交差点	(略)																																																																																																
県道給父清洲線	海部郡八開村藤ヶ瀬交差点	(略)																																																																																																
県道大垣一宮線	尾西市起濃尾大橋東交差点	(略)																																																																																																
国道1号	弥富市 尾張大橋交差点	(略)																																																																																																
国道23号	弥富市 富島交差点	(略)																																																																																																
県道佐屋多度線	愛西市 立田大橋東交差点	(略)																																																																																																
県道給父清洲線	愛西市 藤ヶ瀬交差点	(略)																																																																																																
県道大垣一宮線	一宮市 起濃尾大橋東交差点	(略)																																																																																																

頁	現 行	修 正 案
238    239	<p>第25章 港湾・漁港及び空港施設対策 第2節 基本方針 (略) また、救援物資や応急復旧資材の海上からの大量輸送及び人員輸送に対処するため、<u>岸壁の復旧</u>や物資輸送経路、広場等の確保に努める。</p> <p>第3節 対策 3 空港における災害応急対策 (1) (略) ア 震度5弱以上の地震が発生した場合又は「伊勢・三河湾津波」並びに「伊勢・三河湾大津波」の津波警報が発表された場合は、非常参集要員は、勤務場所に参集する。 イ 震度5弱以上の地震が発生した場合及び「伊勢・三河湾津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報が発表された場合は、<u>災害対策本部</u>を設置する。</p>	<p>第25章 港湾・漁港及び空港施設対策 第2節 基本方針 (略) また、救援物資や応急復旧資材の海上からの大量輸送及び人員輸送に対処するため、<u>航路や岸壁等の機能復旧</u>や物資輸送経路、広場等の確保に努める。</p> <p>第3節 対策 3 空港における災害応急対策 (1) (略) ア 震度5弱以上の地震が発生した場合又は「伊勢・三河湾津波」若しくは「伊勢・三河湾大津波」の津波警報が発表された場合は、非常参集要員は、勤務場所に参集する。 イ 震度5弱以上の地震が発生した場合又は「伊勢・三河湾津波」若しくは「伊勢・三河湾大津波」の津波警報が発表された場合は、<u>危機管理本部</u>を設置する。</p>
251   251	<p>第32章 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理 第3節 対策 2 応急仮設住宅の建設 (4) 被災者の収容及び管理 (略) イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。 ただし、状況に応じて当該市町村長に委任して選定することができる。</p> <p>3 被災住宅の応急修理 (2) 修理の範囲 居室、炊事場、<u>便所</u>など当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</p>	<p>第32章 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理 第3節 対策 2 応急仮設住宅の建設 (4) 被災者の収容及び管理 (略) イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。 ただし、状況に応じて当該市町村長に委任して選定することができる。 <u>なお、収容にあたっては災害時要援護者に十分配慮する。</u></p> <p>3 被災住宅の応急修理 (2) 修理の範囲 居室、炊事場、<u>トイレ</u>など当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</p>

頁	現 行	修 正 案
252	<p>(7) 給付対象者の範囲  <u>応急修理の対象住家に居住している者で、自らの資力では修理することができない生活保護法の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等、応急仮設住宅の収容者と同程度の者とする。</u></p>	<p>(7) 給付対象者の範囲  <u>半壊の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者とする。</u></p>
258	<p>第36章 広域協力及び応援要請  第2節 対策  4 救援隊等による協力  (2) 緊急消防援助隊等  <u>緊急援助隊の応援要請先(消防庁震災等応急室)</u></p>	<p>第36章 広域協力及び応援要請  第2節 対策  4 救援隊等による協力  (2) 緊急消防援助隊等  <u>緊急援助隊の応援要請先(消防庁国民保護・防災部応急対策室)</u></p>
261	<p>第38章 防災ヘリコプターの活用  第2節 対策  2 出動  (3) (略)、あらかじめ防災局消防課防災航空グループに電話等により(略)  (4) 緊急時応援要請連絡先  <u>防災局消防課防災航空グループ</u></p>	<p>第38章 防災ヘリコプターの活用  第2節 対策  2 出動  (3) (略)、あらかじめ防災局消防保安課防災航空グループに電話等により(略)  (4) 緊急時応援要請連絡先  <u>防災局消防保安課防災航空グループ</u></p>
265	<p>第5編 災害復旧  第1章 民生安定のための緊急措置  第2節 対策  1～8 (略)  (記載なし)</p>	<p>第5編 災害復旧  第1章 民生安定のための緊急措置  第2節 対策  1～8 (略)  9 <u>がれき・震災廃棄物対策</u>  (1) <u>がれき等の処理</u>  <u>市町村は被災状況を調査し、震災廃棄物の発生量を推定するとともに、震災廃棄物処理実施計画を策定して、迅速に処理を進める。</u>  <u>なお、市町村による処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行い、県は必要な情報を収集・整理し、調整を行う。</u></p>

頁	現 行	修 正 案
265	(記載なし)	<p>(2) <u>分別・リサイクルの徹底</u> <u>解体現場から分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努める。</u></p> <p>10 <u>健康支援と心のケア</u></p> <p>(1) <u>被災状況の把握と避難所・地域の保健活動</u> <u>市町村は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。また、県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市町村に情報提供と支援を行う。</u></p> <p>(2) <u>長期避難者等への健康支援</u> <u>避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。</u> <u>また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。</u></p> <p>(3) <u>子供たちへの健康支援活動</u> <u>学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。</u> <u>また、児童相談センターでも相談窓口を設置する。</u></p> <p>(4) <u>職員等支援活動従事者の健康管理</u> <u>支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。</u></p> <p>11 <u>災害時要援護者支援対策</u></p> <p>(1) <u>被害状況、福祉ニーズの把握と福祉人材の確保</u> <u>市町村は被災した要援護者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。</u></p>



頁	現 行	修 正 案
265	(記載なし)	<p>(2) 緊急一時入所  <u>施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護者等の被災を免れた施設への緊急一時入所の便宜を図る。</u></p> <p>(3) 外国人への情報提供  <u>国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、外国語ボランティアを避難所等に派遣するとともに、メディアによる災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図る。</u></p>